

# 第14回総会議事録

(令和3年8月25日開催)

横浜市南西部農業委員会

## 横浜市南西部農業委員会 第14回総会議事録

- 1 日時及び場所  
令和3年8月25日（水） 午後2時00分開会 午後4時10分閉会  
戸塚区役所 8階大会議室A・B
- 2 出席及び欠席委員の氏名  
委員総数 25名 出席委員 22名  
（農業委員12名、農地利用最適化推進委員10名）  
別添出欠状況表のとおり
- 3 議案の題目  
別添「議決事件及び審議結果」のとおり
- 4 動議及びその提出者の氏名  
なし
- 5 議事の要領  
開会 午後2時00分

※農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。

※事務局より出席委員数報告

- 議長 第14回の総会にお集まりいただきありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は22名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第14回総会を開会いたします。議事録署名人は、矢島寛委員と鈴木宏委員にお願いします。
- 議長 それでは議題に入らせていただきます。第1号議案『農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<第1号議案第8号を朗読>
- 北村委員 深谷小学校から北西に約500mの農振白地4筆です。学校法人が運営する幼稚園の農体験の場として購入するものです。学校法人が購入後も周囲への影響は無いと思われま。ご審議をお願いします。
- 議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。  
第1号議案第8号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。  
（総員挙手）
- 議長 総員挙手と認め、第1号議案第8号については、許可と決定します。

- 議長 次に、第1号議案第9号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<第1号議案第9号を朗読>今回の譲受人は、厚木市を中心に畜産と露地野菜を栽培をおこなっている、各種の要件を満たした「農地所有適格法人」であることを確認しております。
- 野渡委員 議案の詳細については遠藤推進委員から説明します。
- 遠藤推進委員 YMCAいずみ保育園から西に約450mの農振白地2筆です。農地所有適格法人が経営規模拡大のために購入するものです。譲受人の肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。
- 議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。
- 第1号議案第9号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
- (総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第1号議案第9号については、許可と決定します。
- 議長 次に第2号議案『農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について』を審議します。第2号議案第7号は、第9号議案『特例農地貸付の承認について』の第4号と関連があるため、第9号議案を先に審議することとし、福本委員に関連する案件です。福本委員の退室をお願いします。
- (福本委員 退室)
- 議長 事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<第9号議案第4号を朗読>三信住宅入口交差点から西に約100mの調整白地1筆です。1区画30㎡から38㎡を合計24区画作り、管理は外部委託で行います。ご審議をお願いします。
- 議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。
- 第9号議案第4号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
- (総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第9号議案第4号については、承認と決定します。
- 議長 次に第2号議案第7号を審議します。
- ◆事務局<第2号議案第7号を朗読>立地基準については第3種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、預金通帳の写しにより資力があることを確認しています。関連する他法令として、8月10日付特定農地貸付承認申請書提出済みです。
- 臼居委員 議案の詳細については間邊推進委員が説明します。
- 間邊推進委員 環状4号線三信住宅入口北側交差点から西へ約70mの調整白地2筆です。隣接地に開設する特区農園利用者のための駐車場と整備するものです。申請地の西側は公道で、アルミフェンス及び出入口となっています。南及び東側は特区農園予定地、北側は河川への転落防止柵、南及び東側は高さ0.15mのコンクリート縁石土留め、敷地内は全面砕石転圧舗装とし、雨水は自然浸透にて処理する計画です。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。
- 議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。
- 第2号議案第7号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願い

いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第2号議案第7号については、許可相当と決定します。

○議長 福本委員の入室をお願いします。

(福本委員入室)

○議長 次に第2号議案第8号を審議します。第8号議案は、第3号議案『農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について』第21号と関連があるため、第3号議案第21号を先に審議することとします。

○議長 事務局から説明をお願いします。

◆事務局〈第3号議案第21号を朗読〉

○安西健一委員 相模鉄道いずみ野線ゆめが丘駅から北東へ約300mの農振白地1筆です。少なくとも相続した平成14年よりも以前から墓地となっており、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第21号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第21号については、承認と決定します。

次に第2号議案第8号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局〈第2号議案第8号を朗読〉立地基準については第3種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、残高証明により資力があることを確認しています。調整が必要な他法令はありません。

○安西健一委員 相模鉄道いずみ野線ゆめが丘駅から北東へ約300mの農振白地1筆です。申請者が駐車場に整備し、個人に賃貸するものです。申請地の東側は国の土地、南側はドッグラン、北側及び西側は道路です。周囲は、東側及び北側はコンクリートブロックを設置し、南側は既存の鋼板土留めとフェンスとなります。場内は砂利敷きとし、雨水は自然浸透と合わせて集水桝から雨水管に接続して処理します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第2号議案第8号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第2号議案第8号については、許可相当と決定します。

○議長 次に第3号議案第19号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局〈第3号議案第19号を朗読〉

○野渡委員 中和田南小学校から南西に約450mの調整白地1筆です。昭和50年頃に住居及び駐車場が整備され、住居が取り壊された平成15年以降も駐車場が残されており、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第19号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第19号については、承認と決定します。

○議長 次に第3号議案第20号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第3号議案第20号を朗読>

○横山委員 県立松陽高校から北西に約600mの農振白地4筆です。平成7年から駐車場及び建物敷地となっており、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第20号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第20号については、承認と決定します。

○議長 次に第4号議案『相続税の納税猶予に関する適格者証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第4号議案第2号を朗読>

○臼居委員 議案の詳細については根本推進委員から説明します。

○根本推進委員 港南台第一小学校から南東に約540mの生産緑地2筆1団地です。露地野菜を中心に栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第2号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第2号については、承認と決定します。

○議長 次に第4号議案第3号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第4号議案第3号を朗読>

○臼居委員 議案の詳細については根本推進委員から説明します。

○根本推進委員 上大岡駅から北東に約400mの生産緑地2筆1団地です。露地野菜を中心に栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第3号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第3号については、承認と決定します。

○議長 次に第4号議案第4号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第4号議案第4号を朗読>

○門倉推進委員 中田小学校から南西へ約250mの生産緑地1筆です。露地野菜を中心に栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第4号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第4号については、承認と決定します。

○議長 次に第4号議案第5号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第4号議案第5号を朗読>

○高橋孝至委員 議案の詳細については田中推進委員から説明します。

○田中推進委員 県立舞岡高等学校から西に約200mの農用地7筆、南舞岡小学校から西に約160m及び約240mの農用地3筆計4団地です。露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第5号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第5号については、承認と決定します。

○議長 次に第5号議案『相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第5号議案第40号を朗読>

○門倉推進委員 市営地下鉄踊場駅から北へ約300mの生産緑地2筆1団地です。露地野菜及び果樹を中心に栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案第40号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第5号議案第40号については、承認と決定します。

◆事務局<第5号議案第41号を朗読>

○野渡委員 上飯田団地入口の交差点から南西に約200m及び南東に約150mの農用地3筆及び生産緑地4筆2団地です。水稻、花卉及び露地野菜を中心に栽培しており肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案第41号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第5号議案第41号については、承認と決定します。

◆事務局<第5号議案第42号を朗読>

○安西健一委員 中和田南小学校から南へ約350mの農用地2筆ほか計4筆2団地です。水稻及び露地野菜を中心に栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案第42号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第5号議案第42号については、承認と決定します。

◆事務局<第5号議案第43号を朗読>

○内田推進委員 庄戸郵便局から北へ約70m、北へ約400m及び北東へ600mの調整白地及び生産緑地3団地4筆です。サトイモやトマト等露地野菜を栽培しており肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案第43号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第5号議案第43号については、承認と決定します。

◆事務局<第5号議案第44号を朗読>

○高橋孝至委員 柏尾町第五公園から北東へ約100m、約180m及び北西へ約100mの生産緑地4団地4筆です。ナス、トマト、スイカ等露地野菜を栽培しており肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案第44号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第5号議案第44号については、承認と決定します。

○議長 次に第6号議案『相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第6号議案戸13-01を朗読>

○野渡委員 議案の詳細については遠藤推進委員から説明します。

○遠藤推進委員 YMCAいずみ保育園から南に約400m、西に約450mの農用地3筆及び農振白地3筆です。柿、ミカンを栽培。肥培管理は概ね良好だが一部転用済部分があります。ご審議をお願いします。

○安西健一委員 納税猶予は一括で包括して猶予を受けるはず。一部転用というのは認められるのか。

◆事務局 今回は納税猶予を受けた後に、一部で転用を行っています。それにより相続税確定とする判断は税務署が行います。また、今回は税務署から転用の事実の有無についての問い合わせがありましたので、その旨を報告することとしております。

なお、事務局からの報告に基づき、税務署が相続税確定のため、いつから転用しているかの協議を相続人とする事となります。

○議長 他にご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案戸13-01について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案戸13-01については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案戸13-05を朗読>

○野渡委員 議案の詳細については遠藤推進委員から説明します。

○遠藤推進委員 飯田北いちょう小学校から南東に約200mの農振白地4筆です。花卉を栽培しており肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案戸13-05について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案戸13-05については、承認と決定します。

○議長 次に第7号議案『造成工事の承認について』を審議します。この案件は先月第13回総会において保留となった案件です。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第7号議案第5号を朗読>この案件は、7月の総会で願出人の工事施工業者が行った造成工事について、ガラ交じりの土が混入されており、是正が完了されるまで保留と決定されたものです。このたび、現地を確認し、適切に是正工事が行われた事を確認し、経過報告書と、再発防止計画の提出がありましたので、改めて審議をお願いします。

○青木委員 8月6日現地を確認し、計画通り是正が行われていることを確認しました。

○議長 本件についてご質問があればお受けします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ今回の受付番号第5号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第7号議案第5号を朗読>

○青木委員 上瀬谷小学校東側交差点から南東に約350mの農用地2筆。排水改善のため最大2mの土の入換えを行います。工期は令和4年1月15日です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第7号議案第5号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第7号議案第5号については、承認と決定します。

○次に第8号議案『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第8号議案第5号を朗読>

○北村委員 主たる従事者の死亡です。原宿交差点から南西に約350mの生産緑地1筆です。土地所有者の母である主たる従事者が耕作及び管理を行っていました。平成31年に体調を崩し高齢者施設に入所。業者に管理を依頼していたが、令和3年4月に亡くなりました。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第8号議案第5号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。



ます。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第8号議案第5号については、承認と決定します。

○議長 次に第9号議案『特例農地の貸付の承認について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第9号議案第5号を朗読>氷取沢交差点から南西に約500mの農用地1筆です。既存の農園の利用者募集や管理を外部委託に変更するものです。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第9号議案第5号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第9号議案第5号については、承認と決定します。

議長 次に議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。

◆事務局 報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

◆事務局 報告事項第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理について

◆事務局 報告事項第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について

◆事務局 報告事項第4号 特定農地貸付の変更について

◆事務局 報告事項第5号 農業経営改善計画の認定について

◆事務局 報告事項第6号 申請書類等の押印・署名廃止に伴う対応について

○議長 報告事項について、ご意見等がありましたらお願いします。

○議長 ご意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。

その他情報提供・事務連絡を行う。

○議長 以上で、すべての事項を確認しました。全体をとおして、ご意見・ご質問はありませんでしょうか。

○議長 ご意見がないようでしたら、これをもちまして第14回総会を閉会といたします。

閉会 午後4時10分

6 会議に出席した関係者の氏名  
別添出欠状況表のとおり

7 その他議長において必要と認める事項  
なし

議決事件及び審議結果

議案事件			審議結果	摘要
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請 に対する処分について	8号 9号	許可 許可	
第2号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請 に対する意見決定について	7号	許可相当	
第3号議案	農地法の適用を受けない土地に係る運用 指針に基づく非農地証明について	19号 20号 21号	承認 承認 承認	
第4号議案	相続税の納税猶予に関する適格者証明 について	2号 3号 4号 5号	承認 承認 承認 承認	
第5号議案	相続税の納税猶予に関する引き続き農業 経営を行っている旨の証明について	40号 41号 42号 43号 44号	承認 承認 承認 承認 承認	
第6号議案	相続税の納税猶予に係る特例適用農地 等の利用状況の確認について	戸13-01 戸13-05	承認 承認	
第7号議案	農地造成工事の承認について	5号	承認	
第8号議案	生産緑地に係る農業の主たる従事者に ついての証明について	5号	承認	
第9号議案	特定農地貸付けの承認について	4号	承認	

## 令和3年8月25日開催 第14回総会出欠状況

### 【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	北村 裕	会長	出席	議長
2	高橋 功	会長職務代理者	欠席	
3	矢島 寛	連合会理事	出席	議事録署名人
4	鈴木 宏		出席	議事録署名人
5	臼井 喜代志		出席	
6	森 雅 則		欠席	
7	安西 八 幸		出席	
8	高橋 孝 至		出席	
9	横山 重 雄		出席	
10	福本 清		出席	
11	野渡 リツ子	連合会理事	出席	
12	奥村 玄		出席	
13	青木 司 光	連合会理事	出席	
14	安西 健 一	連合会理事	出席	

### 【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	内田 克 己		出席	
2	金子 秀 喜		出席	
3	小宮 藤 正		欠席	
4	安西 勤		出席	
5	相澤 藤 雄		出席	
6	田中 豊		出席	
7	間邊 巖	連合会理事	出席	
8	根本 和 正		出席	
9	門倉 和 美	連合会理事	出席	
10	遠藤 誠 次		出席	
11	高田 芳 明		出席	

会議に出席した関係者の氏名

南西部農業委員会事務局 綿貫所長、本橋係長、小林事務職員、山内技術職員、栗林事務職員  
 山本（玲）事務職員、福土技術職員、鈴木事務職員  
 南部農政事務所 澤事務職員